

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第36号

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年岩手県規則第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後							
	<p style="text-align: center;"><u>（六次産業化法の特例）</u></p> <p><u>第15条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第11条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="826 808 1469 2049"><tbody><tr><td data-bbox="826 808 1011 2011"><u>第3条</u></td><td data-bbox="1011 808 1238 2011"><u>1 沿岸漁業従事者等</u></td><td data-bbox="1238 808 1469 2011">地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第5条第4項第3号に掲げる措置を行う同法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）が同法第5条第4項に規定する措置を行う場合（以下「六次産業化法の措置を行う場合」という。）における1促進事業者</td></tr><tr><td data-bbox="826 2011 1011 2049"><u>第4条第1項</u></td><td data-bbox="1011 2011 1238 2049"><u>沿岸漁業の従事者</u></td><td data-bbox="1238 2011 1469 2049">六次産業化法の措</td></tr></tbody></table>		<u>第3条</u>	<u>1 沿岸漁業従事者等</u>	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第5条第4項第3号に掲げる措置を行う同法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）が同法第5条第4項に規定する措置を行う場合（以下「六次産業化法の措置を行う場合」という。）における1促進事業者	<u>第4条第1項</u>	<u>沿岸漁業の従事者</u>	六次産業化法の措
<u>第3条</u>	<u>1 沿岸漁業従事者等</u>	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第5条第4項第3号に掲げる措置を行う同法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）が同法第5条第4項に規定する措置を行う場合（以下「六次産業化法の措置を行う場合」という。）における1促進事業者						
<u>第4条第1項</u>	<u>沿岸漁業の従事者</u>	六次産業化法の措						

		置を行う場合における促進事業者
第5条第3項	沿岸漁業従事者等	促進事業者
第6条第1項	当該申請者の住所地（団体	六次産業化法第6条第3項に規定する認定農林漁業者等である沿岸漁業従事者等の住所地（そのものが団体

2 六次産業化法第11条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	事業計画書	事業計画書及び六次産業化法第5条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する総合化事業計画
別表第1 経営等改善資金の款操船作業省力化機器等設置資金の項	7年以内（据置期間） 1年	9年以内（据置期間） 3年
別表第1 経営等改善資金の款漁ろう作業省力化機器等設置資金の項	7年以内（据置期間） 1年	9年以内（据置期間） 3年
別表第1 経営等改善資金の款補機関等駆動機器等設置資金の項	7年以内（据置期間） 1年	9年以内（据置期間） 3年
別表第1 経営等改善資金の款燃料油消費節減機器等設置資金の項	7年以内（据置期間） 1年	9年以内（据置期間） 3年
別表第1 経営等改善資金の款新	4年以内（据置期間） 2年	5年以内（据置期間） 3年

(補則)

第15条 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

養殖技術導入資金の項		
別表第1 経営等改善資金の款資源管理型漁業推進資金の項	10年以内(据置期間) 3年	12年以内(据置期間) 5年
別表第1 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項	10年以内(据置期間) 3年	12年以内(据置期間) 5年

(補則)

第16条 [略]

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第115条、第122条第3項、第123条第3項及び第126条第2項の規定の適用を受ける者についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

別表第1 経営等改善資金の款操船作業省力化機器等設置資金の項	7年以内(据置期間) 1年	10年以内(据置期間) 4年
別表第1 経営等改善資金の款漁ろう作業省力化機器等設置資金の項	7年以内(据置期間) 1年	10年以内(据置期間) 4年
別表第1 経営等改善資金の款補機関等駆動機器等設置資金の項	7年以内(据置期間) 1年	10年以内(据置期間) 4年
別表第1 経営等改善資金の款燃料油消費節減機器等設置資金	7年以内(据置期間) 1年	10年以内(据置期間) 4年
別表第1 経営等改善資金の款新	4年以内(据置期間) 2年	7年以内(据置期間) 5年

養殖技術導入資金の項		
別表第1 経営等改善資金の款資源管理型漁業推進資金の項	10年以内（据置期間） 3年	13年以内（据置期間） 6年
別表第1 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項	10年以内（据置期間） 3年	13年以内（据置期間） 6年
別表第1 経営等改善資金の款乗組員安全機器等設置資金の項	5年以内（据置期間） 1年 3年	8年以内（据置期間） 4年 6年
別表第1 経営等改善資金の款救命消防設備購入資金の項	2年 5年	5年 8年
別表第1 経営等改善資金の款漁船転覆防止機器等設置資金の項	5年以内（据置期間） 1年	8年以内（据置期間） 4年
別表第1 経営等改善資金の款漁船衝突防止機器等購入等資金の項	5年	8年
別表第1 経営等改善資金の款漁具損壊防止機器等購入資金の項	5年	8年
別表第1 経営等改善資金の款大型クラゲ混獲防止漁具設置資金の項	5年以内（据置期間） 1年	8年以内（据置期間） 4年
別表第1 経営等改善資金の款養殖ワカメ省力化機器等導入資金	5年以内（据置期間） 1年	8年以内（据置期間） 4年

<u>の項</u>		
<u>別表第1 生活改善資金の款生活</u>	<u>3年</u>	<u>6年</u>
<u>合理化設備資金</u>	<u>2年</u>	<u>5年</u>
<u>の項</u>		
<u>別表第1 生活改善資金の款住居</u>	<u>7年</u>	<u>10年</u>
<u>利用方式改善資金の項</u>		
<u>別表第1 生活改善資金の款婦人</u>	<u>3年</u>	<u>6年</u>
<u>・高齢者活動資金の項</u>		
<u>別表第1 青年漁業者等養成確保</u>	<u>5年以内（据置期間</u>	<u>8年以内（据置期間</u>
<u>資金の款研修教</u>	<u>1年</u>	<u>4年</u>
<u>育資金の項</u>		
<u>別表第1 青年漁業者等養成確保</u>	<u>5年</u>	<u>8年</u>
<u>資金の款高度経</u>		
<u>営技術習得資金</u>		
<u>の項</u>		
<u>別表第1 青年漁業者等養成確保</u>	<u>10年以内（据置期間</u>	<u>13年以内（据置期間</u>
<u>資金の款漁業経</u>	<u>3年</u>	<u>6年</u>
<u>営開始資金の項</u>		
<u>第13条第2項に</u>	<u>9年以内（据置期間</u>	<u>12年以内（据置期間</u>
<u>おいて読み替え</u>	<u>3年</u>	<u>6年</u>
<u>て適用する別表</u>		
<u>第1 経営等改善</u>		
<u>資金の款漁船作</u>		
<u>業省力化機器等</u>		
<u>設置資金の項</u>		
<u>第13条第2項に</u>	<u>9年以内（据置期間</u>	<u>12年以内（据置期間</u>
<u>おいて読み替え</u>	<u>3年</u>	<u>6年</u>
<u>て適用する別表</u>		
<u>第1 経営等改善</u>		
<u>資金の款漁ろう</u>		
<u>作業省力化機器</u>		
<u>等設置資金の項</u>		

第13条第2項に おいて読み替 て適用する別表 第1 経営等改善 資金の款補機関 等駆動機器等設 置資金の項	9年以内（据置期間） 3年	12年以内（据置期間） 6年
第13条第2項に おいて読み替 て適用する別表 第1 経営等改善 資金の款燃料油 消費節減機器等 設置資金の項	9年以内（据置期間） 3年	12年以内（据置期間） 6年
第13条第2項に おいて読み替 て適用する別表 第1 経営等改善 資金の款新養殖 技術導入資金の 項	5年以内（据置期間） 3年	8年以内（据置期間） 6年
第13条第2項に おいて読み替 て適用する別表 第1 経営等改善 資金の款資源管 理型漁業推進資 金の項	12年以内（据置期間） 5年	15年以内（据置期間） 8年
第13条第2項に おいて読み替 て適用する別表 第1 経営等改善 資金の款環境対 応型養殖業推進 資金の項	12年以内（据置期間） 5年	15年以内（据置期間） 8年
第14条において 読み替えて適用 する別表第1 経 営等改善資金の 款操船作業省力	9年以内（据置期間） 1年	12年以内（据置期間） 4年

化機器等設置資金の項		
第14条において読み替えて適用する別表第1経営等改善資金の款漁ろう作業省力化機器等設置資金の項	9年以内（据置期間） 1年	12年以内（据置期間） 4年
第14条において読み替えて適用する別表第1経営等改善資金の款補機関等駆動機器等設置資金の項	9年以内（据置期間） 1年	12年以内（据置期間） 4年
第14条において読み替えて適用する別表第1経営等改善資金の款燃料油消費節減機器等設置資金の項	9年以内（据置期間） 1年	12年以内（据置期間） 4年
第14条において読み替えて適用する別表第1経営等改善資金の款新養殖技術導入資金の項	5年以内（据置期間） 2年	8年以内（据置期間） 5年
第14条において読み替えて適用する別表第1経営等改善資金の款資源管理型漁業推進資金の項	12年以内（据置期間） 3年	15年以内（据置期間） 6年
第14条において読み替えて適用する別表第1経営等改善資金の款環境対応型養	12年以内（据置期間） 3年	15年以内（据置期間） 6年

殖業推進資金の項		
第14条において読み替えて適用する別表第1青年漁業者等養成確保資金の款漁業経営開始資金の項	12年以内（据置期間） 3年	15年以内（据置期間） 6年
第15条第2項において読み替えて適用する別表第1経営等改善資金の款操船作業省力化機器等設置資金の項	9年以内（据置期間） 3年	12年以内（据置期間） 6年
第15条第2項において読み替えて適用する別表第1経営等改善資金の款漁ろう作業省力化機器等設置資金の項	9年以内（据置期間） 3年	12年以内（据置期間） 6年
第15条第2項において読み替えて適用する別表第1経営等改善資金の款補機関等駆動機器等設置資金の項	9年以内（据置期間） 3年	12年以内（据置期間） 6年
第15条第2項において読み替えて適用する別表第1経営等改善資金の款燃料油消費節減機器等設置資金の項	9年以内（据置期間） 3年	12年以内（据置期間） 6年
第15条第2項において読み替えて適用する別表	5年以内（据置期間） 3年	8年以内（据置期間） 6年

	第1 経営等改善 資金の款新養殖 技術導入資金の 項		
	第15条第2 項に おいて読み替え て適用する別表 第1 経営等改善 資金の款資源管 理型漁業推進資 金の項	12年以内（据置期間） <u>5年</u>	15年以内（据置期間） <u>8年</u>
	第15条第2 項に おいて読み替え て適用する別表 第1 経営等改善 資金の款環境対 応型養殖業推進 資金の項	12年以内（据置期間） <u>5年</u>	15年以内（据置期間） <u>8年</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。